

住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しについての承認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第9条第2項の規定により、住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しについて承認を受けたく、下記のとおり申請します。

令和 4 年 5 月 14 日

届出時の許可番号 高知県（般・特 -18）第 3000号
商号又は名称 株式会社高知建設
郵便番号 780-1234
主たる事務所の所在地 高知市丸ノ内1-2-345
氏名（法人にあつては、代表者の氏名） 高知 太郎
電話番号 088-876-5432
ファクシミリ番号 088-876-5431

高知県知事 殿

記

1 基準日 令和 4 年 3 月 31 日

2 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

第一号様式の【2-7】の金額

イ 179,150,000円

3 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

第一号様式の【2-3】の金額

ロ 177,550,000円

4 3の基準額を超えることとなった額

イ-ロ= 1,600,000円

5 取戻しをしようとする住宅建設瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
高知地方法務局	令和4年2月25日	第10004号	1,600,000円
			(計)ハ 1,600,000円

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

国債：100%
地方債、政府保証債：90%
その他：80%

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回数	記号	番号	枚数	分面額	額計	割合	供託価格
									(計)		(計)ニ

割引債の場合は、券面額は次の算式で計算して得た額を記入します。

$$\frac{\text{額面金額} - \text{発行金額}}{\text{発行から償還の日までの年数}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4)$$

券面額計×割合

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)ホ

(4) 取戻しをしようとする住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

ハ + ニ + ホ =

1,600,000円

注5 (2) の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。